

平成 17 年 4 月 1 日

1 目的

公立大学法人横浜市立大学（以下本学）は、その大学憲章が明かにするように、教育と研究をその使命とする。かかる本学の使命を果たすべく、教職員は誠実かつ忠実に職務を遂行する義務を負う。

一方、本学は、自らの研究成果を社会との連携により活用することによって積極的に社会に貢献すること、特に、産学連携による本学の研究成果の社会への還元を実現することが期待されている。しかし産学連携を進める過程においては、連携の結果、教職員が企業等の関係で有することになる利益や負うこととなる義務が、本学がその使命に基づき教職員に求める義務（大学の利益）と衝突する場合が生じうる。これが利益相反（いわゆる責務相反を含む）といわれる状況である。

かかる利益相反行為を放置し、本学の使命をないがしろにすることは、許されることではない。そこで本学としては、産学連携の推進に当たり、利益相反の問題について本学及びその教職員が取り組むべき姿勢と対処するためのルールを、利益相反ポリシーとしてここに明らかにするものである。

2 利益相反ポリシーの基本的な考え方

本学は、産学連携による本学の研究成果の社会還元を積極的に推進する。
また教職員のそのような活動を奨励する。

しかしその過程で利益相反による本学の使命・利益に反する行為の発生は防止しなければならない。そこで本学は、産学連携を公正かつ効率的に推進するために、教職員の利益相反行為をチェックし、利益相反行為により生じたあるいは生じる可能性のある問題を解決するためのルールを設けることとした。それが以下に述べる利益相反ポリシーである。

3 利益相反ポリシーのルール

本学の教職員は、産学連携に携わるに当たって、産学連携に伴う個人的な利益や連携先の利益等を優先する結果、本学の本来の使命である教育・研究を、おろそかにするようなことがあってはならない。またそのような利益相反行為がなされているとの疑いを招かないように努めなければならない。

以上のような義務は、本学の教職員に課されるべき義務であり、守るべきルールであると考えられる。そのため、以下の通り利益相反を防止し適切に対処するための体制を、構築することとする。

4 利益相反を防止し、対処するための体制

(1) 利益相反委員会の設置

- ・ 本学の機関として、利益相反委員会を設置する。
- ・ 利益相反委員会の委員は、理事長の承認を得て学長が任命する。その際、必要に応じ、弁護士、学外の識者等を委員に任命することが出来る。
- ・ 利益相反委員会は、法令、本学の規則、本ポリシーに基づき、教職員が利益相反行為に当たらないとされる場合を規定するガイドラインを策定する。その他、利益相反に関する教職員の自己申告書の書式等、本ポリシーを実行するために必要な事項を定める。
- ・ 利益相反委員会は、本ポリシーに違反する教職員の利益相反行為につき、教職員の自己申告や本人との面談等の調査に基づき、法令、本学の規則、本ポリシー、ガイドライン、利益相反委員会の審査先例に従い、本学の利益を守るための措置の原案を作成する。
利益相反委員会の原案に基づき、学長が不利益処分の決定を行なう。

(2) 産学連携に携わる教職員による情報の開示

- ・ 産学連携に携わる教職員は、産学連携における利益相反問題の発生をチェックするために必要最小限な範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、利益相反委員会に提出する。